

特例輸入者制度等の運営方針について

令和3年3月31日財関第264号

特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者及び認定通関業者（以下「特例輸入者等」という。）に係る各制度（以下「特例輸入者制度等」という。）の的確な運営を図るため、特例輸入者制度等の運営方針を下記のとおり定め、令和3年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。

【制定趣旨】

特例輸入者制度等については、官民パートナーシップに基づき、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続や貨物管理等の適正かつ確実な履行に向けた自主的な取組みを前提として、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度である。

このため、税関は、特例輸入者等による自主的な取組みを尊重しつつ、その税関手続や貨物のセキュリティに関する業務の状況の継続的な把握を通じて、特例輸入者等による業務遂行能力及び法令遵守規則等の適正かつ確実な履行を確保していく必要があると考える。

このような考え方の下、本通達により税関の事務運営の方針を明確化することで、特例輸入者等による自主的な取組みを更に促進するとともに、特例輸入者制度等の着実な運営を図り、もって貿易円滑化と国際物流におけるセキュリティ確保に資することとするものである。

1. 業務遂行能力等の確認

特例輸入者等の業務遂行能力等及び法令遵守規則等の履行状況を確認するため、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）に定める業務遂行能力等及び法令遵守規則等に係る各審査事項の実施状況を継続的に把握する。

また、特例輸入者等の業務遂行能力等及び法令遵守規則等の履行状況の確認にあたっては、次の事項に関して税関に提供された又は税関が把握した情報のほか、認定事業者管理官以外の部門が把握した情報等を総合的に勘案して判断するものとする。

- ① 特例輸入者等による承認内容又は認定内容の変更手続
- ② 事故等不適正事案が発生した場合における、特例輸入者等による税関への報告及び再発防止への取組み

- ③ 特例輸入者等が自ら実施した監査（以下「内部監査」という。）の結果
- ④ 税関が実施した事後監査の結果

2. 不適正事案の取扱い

特例輸入者等において、違法行為、又は法令遵守体制の運営、貨物のセキュリティに関する業務、税関手続若しくは他法令手続の不備等、不適正な事案（以下「不適正事案」という。）が生じた際には、特例輸入者等の承認又は認定に係る取消事由に該当する可能性があるもの、故意や組織的関与が認められるもの、貨物の異常や管理施設の不備等の重大なものに限り、都度遅滞なく報告を求め、必要に応じ、再発防止策の策定及び業務手順の見直しに関する助言を行う。

なお、このような場合においても、再発防止策が策定され、それが効果的に実施されていると認められるときは、上記1に規定する確認において業務遂行能力等が十分か否かを判断する際に、考慮するものとする。

（注）特に重大な不適正事案については、個々の事案ごとに法令で定める要件に照らし、特例輸入者等に係る承認又は認定の取消し等について検討を行うことになるので留意する。

また、上記以外の軽微な不適正事案については、認定事業者管理官への都度の報告は不要とし、特例輸入者等に対して、発生の状況及び原因の分析、並びに再発防止に向けた対策を実施するなど、適切な自主管理及び自己改善を行い、内部監査においてこれら取組状況や結果を点検するよう求める。

3. 内部監査

内部監査については、最高責任者等へ報告した監査結果や、事業部門等に改善措置を勧告した場合には、その内容や履行結果が分かる社内記録、更には上記2に規定する再発防止に向けた自主管理及び自己改善の取組状況や結果等について、定期的な情報の提供を求め、必要に応じて、その詳細を聴取する。

これら情報の提供を受け、法令遵守規則及び手順書等に基づき業務が適切に行われているかを把握するとともに、特例輸入者等による業務運営の維持・向上に資するよう、業務実態と法令遵守規則及び手順書等の整合性の確保、不適正事案の再発防止に向けた対策の確実な実施、サプライチェーン上の新たなリスクや新規業務への的確な対応等の観点から、手続や運用の見直し又は監査手法自体の改善を提案するなど、当該情報の詳細を聴取する際に、必要に応じて助言を行う。

4. 税関による事後監査

特例輸入者等への事後監査は、特例輸入者等において、業務遂行能力等の維持、法令遵守体制等の運営、税関手続及び貨物のセキュリティに関する業務の履行、並びに教育・研修の実施等の状況について実地にて確認する。

また、事後監査は、上記 1 に規定する確認の結果を踏まえ、実施時期や事後監査の内容等を検討した上で、原則として直近の事後監査から 5 年以内実施する。

なお、事後監査の対象項目の一部又は全部について、実地による確認と同等の効果が見込まれる場合には、必要に応じ、情報通信技術の活用等により実施することとして差し支えない。